

平成28年度 福岡支部事業実施結果について

区分	重点施策				担当グループ		
I 医療等の質や効率性の向上	1	保険者機能の発揮による総合的な取組の推進	1	自治体及び関係団体等との連携強化	企画総務		
			2	関係方面への積極的な発信			
II 加入者の健康度を高めること	2	特定健康診査及び特定保健指導の推進	1	健診	1	被保険者（生活習慣病予防健診）	保健
				2	被保険者（事業者健診データ取得）		
				3	被扶養者（特定健診）		
	3	データヘルス計画の確実な実施	2	保健指導	1	被保険者	保健
					2	被扶養者	
					1	特定健康診査・特定保健指導の推進（再掲）	企画総務
					2	糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨の実施	
3	事業所・事業主とのコラボヘルスの展開						
III 医療費等の適正化	4	ジェネリック医薬品のさらなる使用促進			企画総務		
	5	傷病手当金・出産手当金・海外療養費の審査強化			業務		
	6	柔道整復療養費の照会業務の強化			業務		
	7	資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収			業務		
	8	積極的な債権管理回収業務の推進			レセプト		
	9	効果的なレセプト点検の推進	1	・資格点検の的確な実施 ・外傷点検の的確な実施	レセプト		
2			内容点検効果額目標達成に向けた取組み				
IV 基盤強化	10	サービススタンダードの遵守			業務		
	11	健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大	1	健康保険委員事業の推進	企画総務		
2			委嘱者数拡大を図る取組み				

目次

1. 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進	3
2. 特定健康診査及び特定保健指導の推進	4
3. データヘルス計画の確実な実施	5
4. ジェネリック医薬品のさらなる使用促進	6
5. 傷病手当金・出産手当金・海外療養費の審査強化	7
6. 柔道整復療養費の照会業務の強化	8
7. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収	9
8. 積極的な債権管理回収業務の推進	10
9. 効果的なレセプト点検の推進	11
10. サービススタンダードの遵守	12
11. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大	13
12. 参考：重点施策以外の事項にかかる事業実施結果	14～17

「自己評価」について

平成28年度の事業進捗度・達成度を自己評価したものです。

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、

C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

1. 保険者機能の強化による総合的な取組の推進

【事業内容】

- 自治体及び関係団体との連携推進
福岡県等の行政機関、医師会等の医療提供団体等との連携を推進し、加入者の健康増進を図る。
- 関係方面への積極的な発信
協会けんぽの保有するデータ等に基づき、関係方面への発信を積極的に実施する。

実施結果

- ◆ 福岡県との連携協定に基づく事業として、健康づくりアドバイザー派遣事業を5月より開始。多くの事業所より申し込みを受け、順調に推移している。（件数については5頁参照）
- ◆ **平成29年3月28日には福岡市と連携協定を締結。**北九州市とあわせて県内政令指定都市と協定締結を実現できた。
- ◆ 地域医療構想の策定にあたり、策定会議への委員としての参加はできなかったものの、各地区の調整会議にはグループ長以上を中心に出席し、状況を把握するとともに適宜意見発信を実施した。
- ◆ 国民健康保険の都道府県単位化に伴い設置された福岡県国民健康保険運営協議会についても、企画総務部長が委員として参画することとなり、意見発信ができる環境を整備することができた。

今後の見通し

- ◆ 福岡県との連携協定に基づく健康づくりアドバイザー派遣事業を引き続き実施する。
- ◆ 三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携協定を活用し、医療に関する情報を加入者に適切にお伝えしていく。
- ◆ 各種協議会等において、加入者・事業主の利益となるよう、協会けんぽの立場からの意見発信を積極的に行う。

福岡県との連携協定に基づく健康づくりアドバイザー派遣事業について、多くの事業所より申し込みがあり、順調に推移している。福岡市との協定締結により、福岡県と福岡市・北九州市の政令指定都市との協定が実現することとなった。

自己評価：A

2. 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【事業内容】

- 特定健康診査の受診率向上に向けた取組み 受診率目標値：被保険者64.4% 被扶養者23.0%
インターネットサービスの利用促進（被保険者）、市町村主催のがん検診等との同時実施（被扶養者）等
- 特定保健指導の推進 実施率目標値：被保険者6.3% 被扶養者7.0%
勧奨員配置による新規事業所開拓。外部委託機関における特定保健指導実施の推進

実施結果

- ◆ 生活習慣病予防健診（本人）実施件数（3月末実績）328,874件（**前年比3.8%増**）実施率53.5%
目標である実施件数395,590件、実施率64.4%には及ばなかった。
- ◆ 特定健診（被扶養者）実施者数（3月末実績）43,913人（**前年比14.0%増**）実施率20.5%
目標である実施件数49,230人、実施率23.0%には至らなかったが、前年を大きく上回る実施数となった。市町村との連携によるがん検診との同時実施の拡大に加え、ショッピングモールにおける協会単独での集団健診を実施し、大きく実施数が増加した。
- ◆ 特定保健指導（本人）初回面談数14,536人（**前年比19.6%増**）、6ヶ月後評価終了数7,111人（前年比0.6%減）
6ヶ月後評価については前年比0.6%減と若干件数を落とす結果となったが、新規事業所の獲得等により初回面談は前年比19.6%増と件数を伸ばすことができ、来期に繋がる成果を残すことができた。
- ◆ 特定保健指導（被扶養者）初回面談数220人（実施率5.1%） 6ヶ月後評価終了者数 155人（実施率3.6%）

今後の見通し

- ◆ 平成29年2月に実施したパイロット事業「GISを活用した生活習慣病予防健診の個別勧奨」において一定の成果が得られたため、平成29年度は地域を拡大して行う。
- ◆ 直営の継続支援について外部委託を導入し、初回件数を伸ばすとともに継続支援の手法の拡大により継続率の向上を図る。

生活習慣病予防健診（本人）・特定健診（被扶養者）については、目標には到達できなかったものの、着実に実施数を伸ばすことができた。特定保健指導（本人）については、新規外部委託先の獲得や、勧奨員による未導入事業所への導入推進により、初回面談件数を伸ばすことができた。

自己評価：B

3. データヘルス計画の確実な実施

【事業内容】

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨の実施
未治療者に対して外部委託（電話）による受診勧奨を実施。年間180人受診を目標。
- 事業所・事業主とのコラボヘルスの実施
事業所・事業主と一体となって健康づくり事業に取り組むことで加入者の健康意識の向上を図る。
健康宣言実施事業所を募集し、健康宣言実施事業所50獲得を目標とする。

実施結果

- ◆ 外部委託への受診勧奨対象者データ引き渡し件数2,621件、うち電話で本人につながり勧奨できた件数が1,006件で、最終的に受診確認できたのは129人であった。
- ◆ 福岡県との連携による健康づくりアドバイザーの派遣、支部直営保健師の積極的な活動により、297事業所からのアドバイザー派遣申込みがあり、**健康宣言実施事業所数は186**と目標を大きく上回る結果となった。
- ◆ **平成28年7月に信用保証協会、平成28年11月に西日本シティ銀行と連携協定を締結**し、健康づくりに取り組む事業所への優遇制度を実現。
- ◆ 平成28年6月～8月にかけて、支部全職員による事業所訪問事業を実施。健康宣言事業所募集の営業を行うとともに、加入者・事業主の皆様の悩みや疑問を直接伺った。

今後の見通し

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者への受診勧奨事業については、自覚症状なし等の理由により受診に繋がりにくい現状。受診に繋げる話し方や個別パンフレットの内容等見直しを行いたい。
- ◆ 引き続き福岡県との連携による健康づくりアドバイザーの派遣、支部直営保健師の活動を中心に健康宣言実施事業所の拡大を図る。また、現在利用状況が少ない信用保証協会、西日本シティ銀行との連携による優遇制度の積極的な広報も実施する。

糖尿病・高血圧症未治療者への早期受診勧奨業務については、平成28年度から全国统一の方式により実施となったが目標達成に至らず。コラボヘルス事業については、福岡県との連携による健康づくりアドバイザーの派遣、支部直営保健師の積極的な活動により、健康宣言実施事業所数は186と目標を大きく上回る結果となった。

自己評価：A

4. ジェネリック医薬品のさらなる使用促進

【事業内容】

- ジェネリック医薬品使用促進のための広報周知の取組み（目標指標：平成28年度末時点での使用割合66.0%）
自己負担額軽減通知の継続実施、希望シール等を活用した使用促進の取組み
- 県及び関係機関との連携による取組みの推進
福岡県や薬剤師会と連携した使用促進の取組み

実施結果

- ◆ 平成28年8月と平成29年2月に、2回に分けて**軽減額通知を約30万件**発送。
- ◆ 上記の通知発送時期にあわせて、支部広報誌・メールマガジン・ホームページによる広報を実施。
- ◆ 福岡県薬務課との連携により、健康保険委員に向けジェネリック医薬品使用促進ポスターを送付。
- ◆ 事業所等へ被保険者証発送の際に**希望シール**を同封し周知。
- ◆ 九州大学・馬場園教授との共同研究によりジェネリック医薬品と先発品の効果検証を実施し、効果に差がないことを実証。その資料を福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会にも提示。引き続き分析を期待する声をいただいた。
- ◆ 平成29年1月時点でのジェネリック医薬品使用割合は**70.9%**となり、**前年比で7.8ポイント上昇**した。

今後の見通し

- ◆ 平成29年度のジェネリック医薬品使用割合の目標が72.1%と定められたことを踏まえ、希望シールの普及徹底をはじめとしてさらなる使用促進を図る。
- ◆ 三師会との連携を活かした提供側への働きかけ、提供側とのさらなる堅密な連携を図る。

ジェネリック医薬品使用割合は平成29年1月時点で70.9%となり、全国平均（70.6%）とほぼ同水準となっている。三師会との連携を活かした提供側への働きかけ、データ分析等に基づく更なる使用促進に向けた施策を講じていく。

自己評価：B 6

5. 傷病手当金・出産手当金・海外療養費の審査強化

【事業内容】

- 傷病手当金・出産手当金の審査強化
疑義のある案件については年金機構と連携し厳格に審査。必要に応じて事業主への立入検査を実施し不正請求を防止する。
- 海外療養費の審査強化（平成28年10月より神奈川支部へ業務集約）
翻訳業務、レセプト作成業務の外部委託を積極的に活用し、不正請求を防止する。

実施結果

- ◆ 毎月保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、立入検査実施の可否について内容を確認。事業所への立入検査については、協会単独調査を1件実施し適正と判断。
- ◆ 海外療養費の添付書類等にかかる翻訳業務の外部委託を15件実施。
- ◆ 本部にて実施されている、海外療養費の審査時のレセプト作成業務の外部委託について、34件を実施。
- ◆ 海外療養費については、平成28年10月より神奈川支部での一括業務集約となった。業務の移管についてはお客様への案内等も特に問題なかった。

今後の見通し

- ◆ 引き続き審査過程で疑義が生じた案件については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議での議論を経て、必要に応じて事業主等への立入検査を実施し、給付の適正化に努める。

平成28年4月の法改正により、仕組みとして不正請求の防止を強化することができたが、不正の疑いがある案件については必要に応じて今後も立入検査権限を活用していく。海外療養費については、平成28年10月より神奈川支部での業務集約となったが、移行についてもスムーズに行えた。

自己評価：B

6. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

【事業内容】

- 適正受診の促進
整骨院のかかり方等についてホームページやメールマガジン等にて周知広報を実施。
- 加入者・施術者への照会業務等の強化
濃厚・頻回受診者を対象に患者照会を実施。3部位15日以上申請件数を上回る患者照会を実施する。（月1,500件）
柔整審査会において疑義があると判断した施術所へお知らせ文書を送付し注意喚起を図る。

実施結果

- ◆ 患者照会の際にチラシを同封し、多部位・頻回受診者への周知を実施。また、11月の協会けんぽ福岡だよりにて適正受診の記事を掲載。
- ◆ 患者照会の発送については、目標であった3部位15日以上申請件数（15,735件）を上回る18,921件を発送することができ、定時分と併せて疑義分の患者照会も随時発送することができた。
- ◆ 平成28年度の柔道整復施術療養費の申請件数は前年度比で2.3%増となり、そのうち多部位かつ頻回（3部位15日以上）の請求件数は1.5%（前年度比0.2ポイント減）となった。
- ◆ 疑義のある施術所に関する九州厚生局への情報提供を6件実施。

今後の見通し

- ◆ 引き続き、3部位15日以上申請件数を上回る患者照会を実施していく。
- ◆ 柔整審査会において、疑義があると判断した施術所へお知らせ文書を送付し、注意喚起を図る。
- ◆ 疑義施術所については引き続き厚生局への情報提供を行う。

協会けんぽの加入者及び施術所の増加等もあり、柔道整復療養費の申請件数は増加傾向にあるが、引き続き患者照会を実施していくとともに、長期受診者への勧奨文書送付や、疑義のある施術所への柔整審査会名でのお知らせ文書送付などの適正受診に向けた加入者・施術者への照会業務の強化に取り組む。

自己評価：B

7. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収

【事業内容】

- 被保険者証（保険証）返納催告の実施
資格喪失者への文書・電話による被保険者証返納催告の実施
- 事業主・加入者に対する周知活動
広報誌・支部ホームページ等広報媒体や各種研修会等の機会を活用した広報・周知活動の実施

実施結果

- ◆ 資格喪失時に被保険者証が返納されていない加入者に対し、日本年金機構による一次催告時に協会けんぽ宛の返信用封筒を同封いただき、回収に努めた。また、一次催告後には文書・電話・訪問により、二次催告・三次催告を実施。
- ◆ 事業主・加入者に対し、ホームページ等の媒体での周知や、事業所訪問時の周知等、様々な機会を通じ、資格喪失後は被保険者証が使用できないこと、喪失時には被保険者証を速やかに返納することについて広報を実施。
- ◆ 平成28年8月より事業所を対象とした「資格喪失時の保険証添付指導文書」を毎月送付。
- ◆ 平成29年1月より資格喪失処理後2週間以内に協会けんぽによる催告状を発送するようサイクルを見直し。

今後の見通し

- ◆ 引き続き被保険者への周知に加え、事業所への訪問、文書、電話での指導により、さらなる早期かつ確実な回収業務に努める。

事業所への指導文書送付、また催告状発送サイクルの短縮により、資格喪失後受診の抑制がより早い段階で働くことで新規返納金債権発生の削減を図った。

自己評価：B

8. 積極的な債権管理回収業務の推進

【事業内容】

- 文書・電話及び訪問による催告の実施
電話催告等の実施により早期接触を図るとともに、受診時国保に加入しており早期の支払いが困難な者については、保険者間調整等を積極的に実施する。
- 法的手続きによる債権回収の強化
約束不履行者や長期未納者等について、顧問弁護士を活用した内容証明による催告文書の送付等を実施。

実施結果

- ◆ 文書⇒電話⇒訪問という催告の流れをルーチン化して効率的に実施することにより、債務者との早期接触を図った。特に高額債権者への早期対応を徹底した。
- ◆ 現年度返納金回収金額は、平成27年度144,126,916円から平成28年度197,616,410円と増加した。
- ◆ 度重なる約束不履行者や長期未納者、納付意志が無い者及び納付する財力が見込める者に対しては、**顧問弁護士を活用した内容証明による催告文書を送付したうえで、支払督促申立等の裁判所提出を52件、債権差押命令申立の裁判所提出を22件実施。**
- ◆ 資格喪失後受診等に係る国民健康保険との保険者間調整として、112件55,140,304円の調整を実施した。
- ◆ 債権進捗会議を毎月開催し、進捗状況の確認と情報共有を図った。

今後の見通し

- ◆ 効果のあった弁護士名催告を毎月実施し、早期の債権回収及び法的手続き実施件数の向上に繋げる。
- ◆ 債権回収強化月間を設定（1月～2月）し、支部全体で債権回収に取り組む。

年初に作成した事務処理フローに従い債権回収業務を実施することで法的手続き件数を目標である年間50件を上回ることができた。保険者間調整を積極的に実施し件数、回収金額を増やすことができた。

9. 効果的なレセプト点検の推進

【事業内容】

- 資格点検・外傷点検
無資格診療等の資格関連について計画的な点検の実施。システム活用による外傷点検対象者の把握。
- 内容点検
点検向上計画の策定・実施により点検効果額向上を目指す。点検員全体のスキル向上と平準化を図る。

実施結果

- ◆ 加入者1人当たり効果額 (3月末時点)
 - 資格点検：1,512円 (前年比22.8%増)
 - 外傷点検：253円 (前年比14.5%増)
 - 内容点検 (診療内容等査定効果額)：273円 (全国1位) (前年比17.1%増)
 - ※ 診療内容等査定金額：約5億6百万円
- ◆ 資格点検・外傷点検・内容点検のいずれも前年を上回る効果額であった。スケジュールの見直し等により毎月の確な点検が実施できたことが要因と考えられる。
- ◆ 支部で抽出した重複・頻回受診者に対し、適正受診を促すための指導文書を送付。

今後の見通し

- ◆ 年間計画に基づき、毎月レセプト点検進捗会議を開催して進捗管理を行い、点検効果額の向上を図る。
- ◆ 外傷性傷病については、対象を広く抽出し点検効果額の向上を図る。

資格点検・外傷点検・内容点検 (診療内容等査定効果額) のいずれも前年を上回る効果額であった。(内容点検については全国1位) 今後も引き続き新たな着眼点を追及していくことに加え、点検員のスキルアップに取り組んでいく。

10. サービススタンダードの遵守

【事業内容】

- 傷病手当金・出産手当金・埋葬料（費）・出産育児一時金の各種給付金について、申請書の受付から振込までの期間について、サービススタンダードを10日間と定め、100%の達成を目標とする。
- 適切な進捗管理
サービススタンダード100%達成のため、日々の進捗管理を徹底する。

実施結果

- ◆ 平成28年度における福岡支部のサービススタンダード達成率は、**すべての申請書で100%を達成**した。
- ◆ 熊本地震の際の支部間業務支援、1月のインフルエンザ流行による病休者増等により、主任・スタッフの業務負担が増加する状況が発生したが、毎日、確認担当主任による進捗確認を行い、ミーティング等で情報を共有し、福岡支部全体でカバーしながら業務が滞留することの無いよう、審査・確認を確実に行った。

今後の見通し

- ◆ 引き続き、サービススタンダードが100%達成できるよう、日々の進捗管理を徹底し、適正な審査・迅速な支払いに取り組む。

熊本地震の際の支部間業務支援、1月のインフルエンザ流行等、予期せぬ事態が発生したが、支部全体でカバーすることでお客様への各種給付金の支払いを遅延させることなく実施することができた。

自己評価：A

11.健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

【事業内容】

- 健康保険委員事業の推進
実務研修会「サポーターゼミナール」開催、マイナンバー制度合同セミナー開催、広報誌「KENPO'S通信」発行、委員表彰実施等
- 委嘱者数拡大を図る取組み
平成28年度中に委嘱者数3,200名とすることを目標に、委嘱者数の拡大を図る。

実施結果

- ◆ サポーターゼミナールは、事務手続きに関する講習（法律改正事項、申請書記入の間違えやすい点等）に加え、メンタルヘルス対策セミナーを福岡労働局・福岡県・北九州市・福岡市・飯塚市と共催し県内4か所で開催。
- ◆ 福岡労働局・福岡国税局・福岡県・福岡市・日本年金機構との共催及び北九州市の後援により、マイナンバー制度合同セミナーを県内4会場で開催。参加者規模が非常に大きい事業（参加者2,866名）であったが、参加者アンケートでも高い満足度を得る結果であった。
- ◆ 広報誌KENPO'S通信を7月、12月、2月、3月にそれぞれ発行。
- ◆ 協会けんぽ実施事業等への参画・貢献状況等を勘案し、平成28年度の理事長表彰6名、支部長表彰14名の表彰を実施した。
- ◆ 健康保険委員勸奨の実施により、3月末時点の委員委嘱者数が3,152名となり、平成28年度の目標である3,200名には僅かに届かなかった。

今後の見通し

- ◆ サポーターゼミナールについて、参加者のアンケート等も踏まえ、より充実した研修内容となるよう検討する。
- ◆ 平成29年度においても、労働局・福岡県等と連携してセミナーを開催する。
- ◆ 引き続き健康保険委員の委嘱拡大を図り、平成29年度末までの委嘱者数3,400名を目標とする。

福岡労働局・福岡国税局・福岡県・福岡市・日本年金機構との共催により、マイナンバー制度合同セミナーを県内4会場で開催し、非常に多くの参加者があり好評であった。事業所の関心度が高い内容であり、セミナーを契機として健康保険委員になっていただける方も多かった。

自己評価：A

参考：重点施策以外の事項にかかる事業実施結果

企画総務グループ

- 各種委員会関係
 - 衛生委員会（毎月開催）、事務処理誤り等対策会議（案件ごとに開催）、コンプライアンス委員会（年1回）、防火防災委員会（年2回）の開催・運営
- 各種研修関係
 - コンプライアンス研修、個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、セクシャルハラスメント研修、パワーハラスメント研修、メンタルヘルス研修、接遇研修の実施
- 経費節減の推進
 - 消耗品のWEB管理による一括発注、夏季における節電目標（平成22年度比で20%減）の設定等による経費節減の推進
- 広報の推進
 - 毎月の広報誌「協会けんぽ福岡だより」の発行、メールマガジン配信、案内冊子「協会けんぽのしおり」作成、ホームページの運用

保健グループ

- 肝炎に関する分析および受診勧奨
- 北九州無法松ツーデーマーチブース運営

業務グループ

- 適用関係
 - 被扶養者資格再確認業務の確実な実施
- 高額療養費関係
 - 限度額適用認定証の利用促進について広報
- はりきゅう・あんまマッサージ療養費関係
 - はりきゅう・あんまマッサージ療養費の審査強化および給付適正化
- 現金給付関係
 - 現金給付の審査医師活用
- 窓口業務関係
 - 年金事務所内協会けんぽ窓口の見直し・検討

レセプトグループ

- レセプト資格関係
 - レセプトの適正な管理
 - 医療費のお知らせの作成・発送
 - 高額査定通知の実施

- 求償関係
 - 労働局への情報提供
 - 労働基準監督署等他機関からの照会への回答

- レセプト内容関係
 - 多受診者対応状況の報告
 - 厚生局の指導監査に係るレセプト提供